

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-05-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	コミュニケーション支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木		
		担当者名	小林・一色	内線	2693・2681		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-01	コミュニケーション支援事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	元年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区コミュニケーション支援事業実施要綱			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	バリアフリーの推進				
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び重複者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。						
対象者等	手話・要約筆記者派遣：聴覚障がい者及び言語機能障がい1・2級の者（所得制限なし） 対面音訳者派遣：視覚障がい者						
内容	<p>【①手話通訳者派遣・②要約筆記者派遣】</p> <p>委託先（福）東京聴覚障害者福祉事業協会（手話通訳等派遣センター） 派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合はこの限りでない） 利用方法 事前に障害者福祉課に利用登録し、必要時に手話通訳等派遣センターに申し込む</p> <p>【③対面音訳者派遣（平成22年6月から派遣開始）】</p> <p>派遣回数は月2回まで。事前に区に利用者登録をし、必要時に区に派遣申請する。 ※音訳者は、養成講座（基礎・応用各10回）を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。</p> <p>【④手話言語条例制定記念イベントの実施】</p> <p>手話言語条例の施行を記念して、言語としての「手話」に対する区民の理解を深めるため、記念イベントを開催する。会場：サンパール荒川 集客数：1,000人程度 対象者：小学生～成人</p>						
経過	平成12年 4月 手話通訳の報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。 平成12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。 平成18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。 平成19年度 都の手話通訳派遣事業廃止に伴い、都が契約していた通訳派遣センターと委託契約を締結。 平成20年度 事業名変更（手話通訳派遣事業→コミュニケーション支援事業）、要約筆記者派遣の開始。 平成22年度 対面音訳者派遣開始 平成25年度 障害者総合支援法の施行により、手話通訳派遣及び要約筆記者派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。 平成29年度 区内派遣・区外派遣とも、委託先を（福）東京聴覚障害者福祉事業協会とする。 平成30年度 手話言語条例制定（予定） 手話言語条例制定記念イベントの開催（予定）						
必要性	日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 手話通訳者・要約筆記者派遣→委託 対面音訳者派遣→直営						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 実利用者数（手話通訳）（人）	62	60	33	40	60	
	② 派遣回数（手話通訳）（回）	807	737	828	900	950	
③ 派遣回数（要約筆記）（回）	248	125	84	128	150		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である。					

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	4,567	5,809	4,781	5,464	4,787	6,450	9,837
決算額(30年度は見込み)	4,290	4,374	4,425	4,944	4,045	6,351	9,837
実績の推移							
事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
派遣回数(手話通訳)(回)	801	775	725	807	737	828	900
派遣時間数(手話通訳)(時間)	1,506	1,505	1,371	1,624	1,357	1,649	1,700
派遣回数(要約筆記)(回)	59	67	115	248	125	84	128
派遣回数(対面音訳)(回)	48	42	10	59	89	55	70

予算・決算の内訳							
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)	
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項
報償費	対面音訳派遣等謝礼	172	報償費	対面音訳派遣等謝礼	122	報償費	対面音訳派遣等謝礼
役務費	対面音訳者保険料	7	役務費	対面音訳者保険料	7	需用費	手話言語条例制定イベント等
委託料	手話通訳、要約筆記	3,866	委託料	手話通訳、要約筆記	6,222	役務費	対面音訳者保険料
						委託料	手話通訳、要約筆記
						使用料	手話言語条例制定イベント会場使用料

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額			28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,102	2,630	1,528	地方税	0	0	0	
	物件費	3,866	6,222	2,356	国庫支出金	1,030	1,618	588	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	515	800	285	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	179	129	▲50	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,545	2,418	873	
	賞与・退職給与引当金繰入額	56	285	229	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲3,658	▲6,848	▲3,190	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	5,203	9,266	4,063	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲3,658	▲6,848	▲3,190	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲3,658	▲6,848	▲3,190		

備考 行政費用は給与関係費・物件費・賞与・退職給与引当金繰入額が増加し、補助費が減っている。行政収入では地域生活支援事業補助として国庫分1,618千円、都分800千円収入があった。

問題点・課題 ○利用者の高齢化に伴い、通院や介護サービス利用等の回数がそのまま実績の増減に反映される傾向がある。また、手話通訳者派遣については大学病院等、専門的な内容での利用が増加傾向にある。一方、良好な人間関係の保持や権利の保持に関する利用や子どもの教育に関する利用も、前年度から引き続き増加傾向にある。これらに伴い、確実な派遣のため、利用方法については、新規の利用登録時に限らず随時利用者全体に周知していく必要がある。また、聴覚・音声言語障がい者及び視覚障がい者の日常生活における利便性の向上・社会参加促進のため、あらゆる世代への周知が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	【対面音訳】聞き取り等を行い、利便性を図る。	障害者週間に係るイベントにおいて、対面音訳実演と視覚障害者への聞き取りを行った。	利用者宅へ伺ったときに、対面音訳に対する希望や要望等の聞き取りを行う。
②	【手話通訳者派遣】委託先の一本化により利用者に不便が生じることのないよう、引続き利用方法を周知する。	委託先の一本化により利用者に不便が生じることのないよう、利用方法を周知した。	区の負担により、斡旋の対象を拡大する。(区内開催の講演会等)
③			手話言語条例の制定を機に、年間を通して、手話についてのイベントを行うことで、手話の普及等につなげていく。

他区の実況	(実施)		未実施		不明	
	22	区	0	区	0	区
議(会)質(問)旨(状)	平成21年四定 平成28年度11月会議 平成29年度2月会議 平成29年度11月会議	「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」 「手話言語条例の制定について」 「手話言語条例の制定について」 「手話言語条例の制定について」				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		4,636	4,863	4,977	4,328	5,770	5,805	6,867
決算額(30年度は見込み)		4,588	4,663	4,740	4,029	5,338	5,305	6,867
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
初級受講者数(人)		50	45	42	61	68	66	70
中級受講者数(人)		29	36	36	42	36	53	36
上級受講者数(人)		27	27	27	24	18	17	16
通訳養成受講者数(人)		3	4	4	6	7	5	6

予算・決算の内訳

平成28年度(決算) 平成29年度(決算) 平成30年度(予算)

節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	事業費・事務管理費	5,338	委託料	事業費・事務管理費	5,305	委託料	事業費・事務管理費	6,867

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	367	1,137	770	地方税	0	0	0
	物件費	5,338	5,305	▲33	国庫支出金	1,615	1,590	▲25
	維持補修費	0	0	0	都支出金	808	800	▲8
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,423	2,390	▲33
	賞与・退職給与引当金繰入額	19	123	104	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲3,301	▲4,175	▲874
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,724	6,565	841	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲3,301	▲4,175	▲874
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲3,301	▲4,175	▲874	

備考
・行政費用のうち物件費については、法人への業務委託料が占めている。行政収入については、地域生活支援事業補助金(国・都)を受入れている。

問題点・課題
一定レベルを維持しているものの、実際に活動できる通訳者の増加になかなかつながらにくい現状があるため、講座内容を充実し、手話技術のさらなる向上を図る必要がある。
これを踏まえ、29年度より講座時間帯の見直しを行い、平成30年度からは通訳養成コースの夜コースを追加した。(夜コース回数増：30回→40回)
受講者のニーズを踏まえ、今後も時間帯やコースの回数等を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	受講生募集については、ポスター、チラシ、区報、社協情報紙への掲載と、区HPへの掲載により継続して行う。	受講生募集については、ポスター、チラシ、区報、社協情報紙への掲載と、区HPへの掲載を継続して行う。	通訳養成コースの充実を図る。コースを昼・夜の2コースにして、回数を30から40回に増やす。
②	開講時間の一部見直しを図る(初級：昼から朝、養成：夜から昼)。出席率については、引き続き様子を見ていく。	開講時間の一部見直しを図った(初級：昼から朝、養成：夜から昼)。引き続き出席率については様子を見ていく。	手話未経験者を対象とした手話体験会を、年3回開催する。
③	手話技術の向上・定着及び登録通訳者の増につなげるため、29年度も28年度と同様の講座回数で行う。		

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議(会)質(問)状	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		08-05-71		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事	
事務事業名		障がい者虐待防止・差別解消事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	本木
				担当者名	廣田	内線	2694
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-22-01	障がい者虐待防止・差別解消事業費				
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度)		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業	
開始年度		<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 24年度		根拠	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律		
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等			
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系		分野	I	生涯健康都市			
		政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成			
		施策	11	バリアフリーの推進			
目的	【虐待防止】 障がい者虐待の防止等の施策を推進し、障がい者の権利利益の擁護に資する。 【差別解消】 障がいの有無によって分け隔てられることのない社会の実現につなげる。						
対象者等	虐待・差別を受けた又は受けたと思われる障がい者、その家族、福祉施設従事者等、民間事業者、区役所職員、虐待の通報・差別の相談の担い手としての区民						
内容	【虐待の通報受理・事実確認等の体制整備】 ①通報・届出・相談→②区による事実確認→③対応方針会議（弁護士や臨床心理士及び精神科医師による専門的助言）→④必要に応じて専門的対応又は緊急一時保護を実施（青年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト（自己放任）対応含む） 【差別解消相談受理・事実確認等の体制整備】 ①相談→②区による事実確認→③関係部署及び関係事業者への助言・指導→④必要に応じて自立支援協議会にかけ、改善策等を諮る。 【関係職員の資質向上】 資質向上のための研修等 【広報・普及啓発】 区民や関係者等に対して広報・啓発を実施する。						
経過	平成24年10月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行 荒川区障がい者虐待防止センターを、区役所障害者福祉課に設置 平成25年12月 休日・夜間障がい者虐待通報受付（コールセンター）委託開始 平成28年 3月 荒川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の制定 平成28年 4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行 差別解消相談窓口を障害者福祉課に設置 休日・夜間障がい者差別解消相談受付（コールセンター）委託開始						
必要性	障がい者が安心して生活するためには、権利擁護と虐待の防止及び差別の解消は極めて重要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ） 休日・夜間の障がい者虐待通報受付及び障がい者差別解消相談受付（コールセンター業務）は民間事業者に委託						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	①	虐待通報受理件数（件）	3	4	5	4	0
	②	差別通報受理件数（件）		0	0	0	0
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度		31年度					
推進		推進		一般企業向けのパンフレット作成や講演会の実施など普及啓発を推進していく。			

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			1,990	2,111	1,701	1,871	2,209	2,248
決算額(30年度は見込み)			634	583	415	1,068	1,185	2,248
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
虐待通報受理件数(件)		5	1	8	3	4	5	4
差別通報受理件数(件)		-	-	-	-	0	0	0

予算・決算の内訳

平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	講演会謝礼	37	報償費	講演会謝礼	26	報償費	講演会謝礼	184
需用費	パンフレット他	342	需用費	差別解消マニュアル印刷等	299	需用費	お茶代、奨励物品代等	502
委託料	コールセンター委託料	683	役務費	弁護士相談料	0	役務費	弁護士相談料	816
使用料等	会場使用料	6	委託料	コールセンター委託料他	854	委託料	コールセンター委託料他	739
			使用料等	会場使用料	6	使用料等	会場使用料	7

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,009	2,299	290	地方税	0	0	0
	物件費	1,031	1,159	128	国庫支出金	457	654	197
	維持補修費	0	0	0	都支出金	229	327	98
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	37	26	▲11	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	686	981	295
	賞与・退職給与引当金繰入額	103	250	147	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲2,494	▲2,753	▲259
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,180	3,734	554	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲2,494	▲2,753	▲259
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲2,494	▲2,753	▲259	

備考
・行政費用のうち物件費については、需用費(差別解消マニュアル印刷等費用)、業務委託料(虐待防止、差別解消コールセンター)が占めている。行政収入については、虐待防止分に係る地域生活支援事業補助金(国・都)を受入れている。

問題点・課題
○引き続き障がい者虐待の通報義務・救済制度等について、広く区民・関係者に周知を継続していく。
○関係事業所等に対しては、虐待防止のための研修等を行い、日々の処遇の質の向上を図っていきけるようにする。
○差別解消法について、区民及び事業者、関係者等に普及啓発を図り理解を深めていく。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業所等に対する障がい者差別解消の普及啓発事業を充実させる。	一般企業向けのパンフレット作成やノベルティの作成を行い、事業所へ普及啓発を行った。	障がい者差別解消及び虐待防止の普及啓発を引き続き行っていく。
②			
③			

他区の実況
(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

況議(会質問) 平成29年度2月会議 「障害福祉サービス内容について周知徹底するとともに、障がい者への差別と偏見の解消について必要な手立てを講じること。」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード		11-01-16		戦略プラン		<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事		
事務事業名		バリアフリー整備促進事業		部課名		防災都市づくり部都市計画課		
				課長名		川原		
				担当者名		高梨		
				内線		2814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-07-01		バリアフリー整備促進事業費				
事務事業の種類		<input checked="" type="radio"/> 新規事業 （ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度 ）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度		<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 13 年度		根拠		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）		
終期設定		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等				
実施基準		<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市				
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		11 バリアフリーの推進				
目的		「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、交通結節点である公共交通機関と周辺の生活関連施設等をつなぐ線的なバリアフリー化、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など、誰もが安全・安心・快適に移動できる空間形成を重点的かつ一体的に推進するものである。						
対象者等		公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、公園管理者、建築主及び路外駐車場管理者など						
内容		○荒川区バリアフリー基本構想（平成21年度策定） これまでの交通バリアフリー法とハートビル法を一体化させたバリアフリー新法の施行に伴い、区全体のバリアフリー整備の指針となるバリアフリー基本構想を策定 ・基本理念、基本方針の設定 ・新たな重点整備地区の抽出 ・既存地区の基本構想の検証および見直しの実施 ≪重点整備地区（4地区）の基本構想策定≫ ○町屋・区役所周辺地区バリアフリー基本構想（平成22年度策定） ○日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成23年度策定） ○南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成24年度策定） ○熊野前駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成25年度策定）						
経過		平成27年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催 平成27年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催 平成28年 2月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（特定事業検討委員会）開催 平成28年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催 平成29年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催 平成29年11月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（住民検討委員会）開催 平成30年 2月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」（特定事業検討委員会）開催						
必要性		すべての人に利用しやすい施設等の整備を確実に推進させるため、必要性がある。						
実施方法		（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 区民、学識経験者、関係事業者等からなる「推進協議会」を設置し、これまでに策定した各地区の特定事業計画の進捗管理を行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	特定事業計画（道路）の着手率（%）	34	36	38	39	59	計画着手済項目／事業計画項目
	②	特定事業計画（公共施設）の着手率（%）	46	47	52	53	66	計画着手済項目／事業計画項目
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
重点的に推進		重点的に推進		高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		7,301	7,301	311	317	308	308	336
決算額(30年度は見込み)		7,248	7,290	95	57	163	106	336
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	新法策定協議会開催回数(回)	3	3	-	-	-	-	-
	推進協議会開催回数(回)	-	-	1	0	1	0	1
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	委員謝礼等	87	報償費	委員謝礼等	73	報償費	委員謝礼等	168
需用費	協議会賄い・印刷代	55	需用費	協議会賄い・印刷代	5	需用費	協議会賄い・印刷代	57
委託料	同行援護委託	21	委託料	同行援護委託	19	委託料	同行援護委託	82
			使用料	会場使用料	10	使用料	会場使用料	29

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	物件費	76	33	▲43	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	87	73	▲14	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	395	2,680	2,285	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲8,563	▲15,237	▲6,674
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	8,563	15,237	6,674	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲8,563	▲15,237	▲6,674
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲8,563	▲15,237	▲6,674

備考 29年度においては、物件費が印刷製本費の実績減等に伴い減少した。また、補助費が委員謝礼等の実績減に伴い減少した。

問題点・課題
 ○地区別特定事業計画の整備内容の充実、改善
 ○荒川区全体への展開
 ○心のバリアフリー施策の推進

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特定事業計画の進捗管理を行い、三河島駅、日暮里駅北口、紅葉橋B F化については、重点的に設計、工事等の協議を進めていく。	特定事業計画の進捗管理を行い、日暮里駅北口へのスロープ設置、紅葉橋E Vの予備設計が完了した。	特定事業計画の進捗管理を行うと共に、日暮里駅の諸課題について検討を行う。
②	住民検討委員会を開催し、各事業者の特定事業計画の進捗状況を管理する。	住民検討委員会の実施 特定事業計画の状況調査 (まち歩き点検一西日暮里駅、日暮里駅周辺)	住民検討委員会の実施 特定事業計画の状況調査 (まち歩き点検一町屋、区役所周辺)
③			

他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
	※新法での策定は、港区、台東区、目黒区、大田区、豊島区、葛飾区、中野区、杉並区、品川区、文京区、足立区、渋谷区 旧交通バリアフリー法での策定は、千代田区、新宿区、墨田区、江東区、世田谷区、北区、板橋区、練馬区 未実施は、中央区、江戸川区

議(会)質(問)状(要)旨	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年1定 日暮里駅のバリアフリー化について 平成18年3定 日暮里駅バリアフリー化の実施状況について 平成22年4定 バリアフリーのまちづくりについて 平成27年度11月会議 「荒川区バリアフリー基本構想」の現状と今後の展開について 平成28年度2月会議 日暮里駅北口のバリアフリー化について
---------------	---